慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	スウェーデン犯罪防止委員会報告書概観 〈一九九五年〉 : 北欧犯罪学・ 刑事法制研究雑録
Sub Title	A Brief Survey of Reports of the Natiqnal Council for Crime Prevention of Sweden (BRA)1995
Author	坂田, 仁(Sakata, Jin)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1997
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.70, No.6 (1997. 6) ,p.143- 171
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19970628-0143

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

スウェーデン犯罪防止委員会報告書概観〈一九九五年〉

——北欧犯罪学・刑事法制研究雑録——

坂田　仁

本稿においては下記の諸文献についてその大要を紹介することとしたい。

まず紹介の対象とする資料を列記する。なお、これらの資料の取得につきスウェーデン犯罪防止委員会及びストックホルム大学犯罪学研究所のご好意に対して心から謝意を表する。

1. Spelandet i Sverige (av Eckart Kühlhorn), Rapport 1995:1.（スウェーデンにおける賭博）
2. Rattfylleriborttts historia 70 år (av Jan Vilgeus), Rapport 1995: 2.（酒酔い運転の七〇年の歴史）
3. Privatisering inom rättsväsendet (av Brå), PM 1995: 1.（司法領域の民営化）
4. Droger, läkemedel och trafiksäkerhet (av Arthur Solarz), PM 1995: 2.（薬物、医薬品及び交通の安全）
5. Brottslighet och kriminalpolitik (av Brå),（犯罪と刑事政策）
6. Criminal Justice System in Sweden (by Bo Svensson), Report 1995: 1.
7. Integrating Crime Prevention Strategies: Propensity and Opportunity (by Per-Olof H. Wikström et al. (ed)), Report 1995: 5.

8. Den meningslösa brottsligheten (av Hanns von Hofer & Henrik Tham), Tuna Tryck, Eskilstuna. 1995.（無意味な犯罪）――社会科副読本――
9. Anlagda bränders omfattning—Motiv och påverkande faktorer—(av Hans Andersson), Institutionen för Kriminologi, Stockholms universitet, 1995.（放火犯の規模――動機と要因――）
10. クロニクル

I　スウェーデンにおける賭博

Spelandet i Sverige, Rapport 1995: 1 (av Eckart Külhorn).

本報告書は、賭博に関するものである。病的賭博といわれるような精神的な依存性を問題にするのではなく、賭博の社会的広がりと賭博に熱中する人々についての社会学的調査である。インタビュー調査と公的機関における該当者の資料の調査とが研究手段として用いられている。

目次からは、「賭博の規模」及び「賭けと逸脱としての賭博」の二個のテーマが選ばれている。著者は、賭博者を職業的賭博者、犯罪的賭博者、機会的賭博者、真剣な社交的賭博者、逃避的賭博者及び病的賭博者に分類している米国の Custer を引用する。スウェーデンの調査では五個のタイプが分けられており、各別に賭博の種類別の参加率が示されている。[1] 著者自身は、社会的問題とのかかわりから、社会問題賭博者、自称賭博者、大規模賭博者の三分類を設け、分類を行っている。[2] 著者の推定では病的賭博者は一九〇〇で、これは大規模賭博者の十分の一にあたる。

スウェーデンと米国の賭博者の最大の相違は、スウェーデンの賭博者は株式の売買をまったく行っていないことにあるとしている。

著者の関心は賭博と逸脱との関わりにあるように思われ、飲酒者及び薬物乱用者との比較がなされている。この三者には社会問題としての共通性があり、飲酒が古典的であるのに対して賭博と薬物は新しく、薬物には健康被害が伴うが、賭博にはそれがない。社会的制限は薬物がもっとも厳しい。

賭博は一九七〇年代より増加しており、世帯あたりの賭博支出はここ二〇年で五〇％増加している。単に制限を強化するだけでは違法の賭博産業を抑制することはできない。国営のカジノが違法賭博事業を抑制することをデンマークの経験が示している。しかし、著者は制限政策を支持して

いる。

人は何故賭博に走るのか。その理由を説明する四個の理論が紹介される。①金を儲けるため（合理的選択）、②損失を被る危険を引き受けるという意味で規範の作用を考慮し、合理的に考えれば賭博をしないのが普通と見る理論（社会的選択）、③賭博者の賭博行為は賭博以外の領域での成功につながる要素を特徴とする（自信あるいは自己決定の正当性）という理論（発見的・偏見）、④賭博者が自らの葛藤を解決するために賭博に走る（個人的性向）。刺激を求めるという理論もここに含められる。

これらから出発して、著者は習慣的賭博者に焦点を当て、①刺激を求めること及び②合理性の欠如を習慣的賭博者の中に求める。比較は賭博をする者と賭博をしない者及び賭博習慣の進行した者とそうでない者についてなされ、論理回帰分析（Logistic Regression）により、前者では教育程度、年齢、飲酒の三要因が、後者では男性、教育程度、飲酒の三要因が、それぞれ関わりのあることを見いだしている。[3] つまり、教育程度が低く、若くて、飲酒習慣のある者が賭博の誘惑に負け、男性で教育程度が低く、飲酒習慣のある者が習慣的賭博者になる傾向があるというのである。

機会構造に関しては、競馬場（賭博場）周辺には酒類を提供する飲食店が通常多数存在する。酒類を摂取すれば他の逸脱行動もやり安い状態になる。大規模賭博者の五四％は犯罪の経験がある。また、飲食店には賭博道具を備えているところが多い。

賭博のネガティブな結果としては、借金の増加など経済的窮乏、家族友人との関係の悪化、精神障害、社会的地位の低下などが指摘されている。また、大規模賭博者一人あたりの累積費用は年間九〇万クローネ、利益は二五万クローネ、損失は三四万クローネとされている。[4] 賭博から離れる端緒としては、配偶者との関係の改善、賭博抑制のための処遇を受けていることの二点が目だつ。[5]

本報告書の付録の二には、大規模賭博者の数を推定した数理的手続が詳述されている。その紹介は時間的に筆者には無理なので、その事実のみを記載しておく。また、付録の三には賭博と規模と景気との関係に関するレイフマン（Håkan Leifman）の報告がある。

II　酒酔い運転の七〇年の歴史

Rattfylleriboretts historia 70 år, Rapport 1995: 2 (av Jan Vilgeus).

本報告は、表題の通り酒酔い運転に対する法規制の変遷を扱っている。

現行法は血中アルコール濃度〇・二‰以上または呼気一リットル中〇・一ミリグラム以上が運転の前又は後に検出された場合に酒酔い運転として罰金または六月以下の禁固に処することを定めているが、[6] この規定の沿革が細かく述べられている。

スウェーデンは禁酒法を有していた。米国におけると同様に一九世紀末期より飲酒の道徳的害毒が問題にされ、飲酒の全面的禁止が論じられ、国会は一九二二年に全面禁止の可否を問う国民投票を実施した。その結果は反対五〇・八八%、賛成四九・一二%で辛うじて全面禁止は立法に至らなかった。しかし、一九五五年の禁酒法制の撤廃まで厳しい制限と配給制が維持された。

最初の酒酔い運転規制は一九二三年になされ、速度違反の際に酒酔い状態にあった者に対して刑を三月の禁錮まで科すことが可能になった。つまり、刑の加重規定として初めて法律になったのである。

報告書は、禁酒運動の発展、二つの世界大戦の間、一九三四年法、血中濃度の導入（一九四一年法）、一九四一年改革の後、一九五一年改革の後、一九九〇年以前、一九九〇年以降の章別を設けて、その間の変化を追っている。

基本的な問題は、交通の安全、特に人命の保護をまっとうするには酒酔い運転を厳しく規制する必要がある反面、酒酔い状態の認定の方法が明確でないところにあった。この認定のための法律の文言をどのように定めるべきかという問題と、酒酔い運転に対する刑事上の規制をどう定めるかという問題とが、どのように議論されてきたかが細かく紹介されている。

認定の問題は、酒酔いの事実認定における裁判所の裁量の余地を残さない文言の選択にあり、単に「酔っている」[7] から「自己の行為の必要な統制を欠く」[8] ほどに酔っているへと変化し、さらにアルコールの血中濃度あるいは呼気中の濃度の測定へと変化していく状況が述べられている。

血中濃度の導入は一九四一年改革でなされたが、その後に許容濃度の設定をめぐってなされた議論が紹介されている。許容濃度は当初〇・八‰と一・五‰であったが、前者は後に〇・五‰に引き下げられ、更に「酒酔い運転」の概念が行為類型として導入された。[9] ただ、この概念に対してチンベリーは批判を加え、犯罪学的には酒酔い運転で訴追されている一群の人について、その処遇のための調査の必要性を説いている。

現行法（一九九七年現在）は一九九〇年改革の規定を維持しているが、この制定過程で許容濃度の〇・二‰及び一・〇‰への引き下げと、その名称を酒酔い運転及び重い酒酔い運転と変更することが提案されている。また、法改正後も批判が絶えず、一九九五年のこの報告書が書かれた時点でも議論は継続している。その内容（許容濃度の引き下げと刑罰の強化が中心）が紹介されている。

報告書には、それぞれの改革の結果実現した実定法の規定が引用されていないので我々にはわかりにくいところがあるが、その間をつなぐ国会等での議論の紹介があり、参考になる資料である。

Ⅲ　司法領域の民営化

Privatisering inom rättsväsendet, PM 1995: 1.

本報告書は、一九九三年に開催された司法の民営化に関する犯罪防止委員会主催のコンファレンスの報告集である。はじめにホーカンソンの問題提起があり、九人の論者が意見を述べている。[10]

アンデションは警察について、その活動を警備（Bevakning）と取締（Övervakning）とに分けて、前者は民営化が可能であるとするが、警察の社会性を強調して、すべての者のために警察が存在するとする。

モテールは歴史的に司法は民営（領主の私的裁判権、商業ギルドの自衛組織、仲裁裁判など）であったことを述べ、米国とスカンジナビアとの相違（社会の同質性と異質性）に触れ、スウェーデン社会の同質性が異質性に変化する中で民営化（Privatisering）が進展するとみている。

ブロムは、仲裁裁判について司法の民営化に類するものとして述べている。利点は迅速、安価、専門、秘密にあり、欠点はプレユディカートにならない点と、貧者には費用が高すぎる点である。現在仲裁裁判に関する法律の改正作業が進んでいる。

クリスティーは、産業としての統制と監督という表題で、刑務所及び警察の民営化について論じている。現代の社会の六個の特徴（孤独、他人事、一様性、少ない勝者、人より機械、伝統的福祉の後退）をあげ、米国の刑務所の民営化について受刑者の増大が刑務所運営を企業として成り立たせるようにしたが、しかし、民営化によって国家の責任と私の責任とが分離する危険を指摘する。警察の民営化は更に重大で、これは葛藤の市民的解決への道を開くとする。

民営刑務所は補助的であるが、民営警察は対立的である。これは刑罰の重要性を減殺し、状況によっては濫用の危険を招く。

レンツママンは民営化に二つの側面（社会的な責任の負担及び商業化）のあることを前提として、刑務所の民営化と民間の処遇施設とを対比している。前者では米国の主導によりイギリス、フランス等で基本的には過剰拘禁対策として行われているものを論じ、後者について地域社会的制裁に関する欧州規則の内容（社会処遇の推進）を紹介している。結論では、私的セクターの規制保護への参加限界をどこにおくかが問題で、刑務所の運営を民間に委ねることには反対している。

アンデションはスウェーデンにおける電子監視の試行について、経済的観点（拘禁より安価）及び人間的観点（施設収容の回避）の二点から拘禁に代替する処分として検討の価値があるとしている。そして、その対象者が現在よりも拡大したときにその経済的、倫理的問題を議論し、その利害得失を検討すべきだとしている。

モルムステンハはスポーツ活動におけるルール違反とそれに対する制裁の問題を論じ、ペテションは、スウェーデン特有の法意識あるいは宗教に関して論じている。スウェーデン人は性と自殺について欧州で最も世俗化しているという。

Ⅳ　薬物、医薬品及び交通の安全

Droger, läkemedel och trafiksäkerhet, PM 1995: 2 (av Arthur Solarz).

本報告書は、薬物と交通安全との関連を研究するための序論的部分である。薬物として、違法な麻薬などの類の他に通常の医薬品の作用も併せて研究の対象とされている。鎮静作用、鎮痛作用、覚醒作用、麻酔作用、幻覚作用などそれぞれの医薬品の持つ副作用と、その運転に対する影響が各種の文献から抽出されている。巻末に運転に影響のある医薬品の一覧表がある。

Ⅴ　犯罪と刑事政策

Brottslighet och kriminalpolitik (av Brå).

本書は、スウェーデンにおける犯罪の状況と刑事政策についての概説書である。

Ⅵ スウェーデンの刑事司法制度

Criminal Justice System in Sweden, Report 1995: 1 (by Bo Svensson).

本報告は、スウェーデンの刑事司法制度を国外の研究者向けに概説したものである。刑法、訴訟法、裁判所の構成とその他の法執行機関、刑事訴訟法の基本原則、犯罪の捜査機関の構造と職務、刑法上の制裁体系、条件付判決、拘禁と仮釈放、改革計画などの章別を有する。現在拘禁に代わる代替処分の検討が政府の審議会の中で進行しているという。

なお、刑法典の全文の英訳はThe Swedish Penal Code (Report 1990: 3, ISBN:91-38-1242-X) が別に出版されている。

Ⅶ 犯罪予防戦略の統合

Integrating Crime Prevention Strategies: Propensity and Opportunity, Report 1995 : 5 (by Per-Olof H. Wikström et al. (ed)).

本報告は、「犯罪の個人的及び環境的側面の統合」(Report 1993 : 1)[11]の続編であり、犯罪の予防は個人の犯罪への傾向を減殺し、同時に環境の持つ犯罪への機会を減殺することにあるという視点が前提にされる。

この前提に立って、一九九四年九月に行われたワークショップの結果をまとめたものが本書であり、一二人の研究者による報告が収められている。著者と表題は以下の通りである。

1. Per-Olof H. Wikström: Self-control, Temptations, Frictions and Punishment. An Integrated Approach to Crime Prevention
2. Joan McCord: Motivational Crime Prevention Strategies and the Role of Opportunity
3. Ronald V. Clarke: Opportunity-Reducing Crime Prevention Strategies and the Role of Motivation
4. Michael Tonry: Law and Crime Prevention
5. Albert J. Reiss, Jr.: The Role of Police in Crime Prevention
6. Alfred Blumstein: Crime and Punishment in the United States over 20 Years: A Failure of Deterrence and Incapacitation?
7. Maya Carlson: Promoting Human Capability as an Al-

ternative to Early Crime Prevention
8. Marc Le Blanc: Common, Temporary and Chronic Delinquencies. Prevention Strategies during Compulsory School
9. Patricia Brantingham & Paul J. Brantingham: Environmental Criminology and Crime Prevention
10. Carl-Gunnar Janson: Discounting as an Individual Variable
11. Peter L. Martens: Immigrants and Crime Prevention
12. Mark H. Moore: Learning While Doing: Linking Knowledge to Policy in the Development of Community Policing and Violence Prevention in the United States
13. David P. Farrington: Key Issues in the Intergration of Motivational and Opportunity-Reducing Crime Prevention Strategies

第一の論文でウィークストレームは犯罪予防を個人の犯罪への傾向を抑え、犯因性状況の発生を抑えることとした上で、予防の戦略を立てるためのフレームオブレファランスとしての犯罪原因論が必要であるとする。彼によると、犯罪の原因とは犯罪行動を促進する要因と犯罪行動を禁止する要因の欠如である。そのような要因として、犯罪傾向、誘引と摩擦、及び刑罰が挙げられる。そのそれぞれに関わる理論として、統制理論、合理的選択理論、及び日常行動理論[12]が検討の対象となる。これらの理論を統合したところに犯罪予防理論の確立を求めるのである。

犯罪は誘引による犯罪と摩擦による犯罪に分かれる。前者は道具的行為としての犯罪であり、後者は表出的行為としての犯罪である。前者のキーコンセプトは、自己統制、社会的絆、合理的選択（以上自己の非行性を説明）及び犯罪誘引、受罰の危険（以上犯罪実行の状況要因を説明）である。つまり、自己統制及び社会的絆の弱いものが、犯罪誘因が大きく、受罰の危険の小さい状況で、犯罪を成功裡に実行できると判断した（合理的選択）ときに犯罪が生じると考え、後者にあっては、暴力的傾向（自己統制、社会的絆ともに不十分で、合理的選択ができない）と葛藤状況の存在とが合わさった時に犯罪が生じると考えるのである。

以上を前提として犯罪の予防を、刑事司法制度においては問題に焦点を合わせた警察活動、小犯罪の無作為選択による捜査、特定犯罪に的を絞った捜査、反復被害経験者への措置を提案し、社会的・状況的予防においては個人の犯罪傾向を抑えるための自己統制の強化（家庭）、社会的絆の強化（学校）により個人の犯罪傾向を抑え、反復犯罪者の意志決定に影響を与えるために、検挙の機会を増し、犯

罪の利益を減殺し、犯罪実行を困難にすると同時に、摩擦の発生を減少させる必要があるとする。総括は、全国的規模の犯罪予防戦略の策定であり、①児童の自己統制の強化、②通常の社会への児童の社会的絆の強化、③犯罪実行への誘引の減少、④人々の間の摩擦の減少、に向けた全国的・地方的なプログラムを設定することを求めている。

マッコードは動機づけられた行為は利己的であるという命題に対して、本来的に利他的な行為も存在するという実験結果を引用し、犯罪行為が利己的な動機から生じるという意見に異論を唱え、刑罰の威嚇への挑戦を動機とする犯罪もあるとする。精神病質犯罪者の生理的特徴に言及した後、児童の生育期に経験する怠慢、拒否、暴力は児童の攻撃性を促進することを指摘し、特に犯罪予防計画は十代の若い親に向けられなければならないとする。

結論は、自尊心、すなわち自己実現の個別的な多様性である。それを統一的に説明できるほどに熟した理論は存在しない。最後に著者がイタリックで示すのは、路上生活青年の過去が逆境に生育したという調査結果である。

クラークは犯罪の予防を犯罪者の動機ではなく、犯罪の発生の状況の面から論じる、犯罪予防の理論を機会理論（Opportunity Theory）と性向理論（Dispositional Theory）とに分類し、前者を重視した議論を展開する。

犯罪の動機には、①物品、金銭、サービス獲得、②楽しみ、③性的満足、④好奇心・刺激を求める、⑤自己満足、仲間の賞賛等を求める、⑥強さの誇示、⑦注意を引く、⑧怒りなどの緊張の解消、⑨不愉快な状況からの逃避、⑩他人の苦しみを楽しむ、⑪指示に盲従する、及び⑫復讐の一二を引用し、これらのいずれによるにせよ、犯罪の発生には一定の機会の存在が否定できず、ここに機会理論と機会減殺による犯罪予防の可能性が生じると主張する。

特に最近の犯罪には、たとえば地下鉄のコイン投入による自動改札機へ違法コインを投入して無賃乗車あるいは純正コインの払い戻しなどの犯罪（日本でいえば偽造プリペイドカード犯罪）があり、ここには違法コインの作成という犯罪と使用という犯罪とが同時に生じてくる。これらの犯罪の予防は、性向理論よりも機会理論になじむものである。

こうして、機会理論は、特定の犯罪の発生を防止するために状況的手段を用意し、特定の犯罪の実行に伴う危険、報酬、努力の感覚に影響を与え、あらゆる種類の犯罪者による犯罪に対して予防の実を挙げることができるとする。もちろん、犯罪の動機を減少させる犯罪予防の方法を否定

するものではない。

トンリーは、犯罪予防を法律との関連で論じている。予防には、①法執行期間による予防、②地域的予防、③状況的予防、及び④発達的予防の四種を分けることができるが、その第一が著者のテーマになる。

法律が犯罪の予防に関わるのは、①刑事法の制定、②刑事法の運用、③特定行為の禁止を命じる民事法の制定、④犯罪予防のための政府機関又は基金の設置法の制定、⑤間接的に犯罪予防に役立つが本来は予防と関係のない政府機関又は基金の設置法の制定、⑥予防活動を行う民間組織に刺激を与える立法、及び⑦予防活動を容認する法律の存在、である、この一つずつについて著者はコメントする。

①と②について、威嚇あるいは選択的無害化はほとんど効果を挙げていないが、特定の犯罪類型を対象とする社会復帰型の処遇には積極的効果が出ていると観察する。③では、刑事罰（self-executing）をふくまないため、その履行は当事者の努力に依存し、また、法律の要件を正当なものとせず、重要な意味で「法律でない」と見なされるのである。その典型例として著者は訴答取引を挙げている。④から⑦をひとまとめにして、著者は、状況的予防や発達的予防などについて民間の活動を刺激することを積極に評価している。

かくて、結論は、立法作業や刑事法の運用は政府の犯罪防止活動の一部にすぎず、それ自体では犯罪率に影響を及ぼさない。第二に、政府は犯罪予防を主たる業務とする特別な機関の設立を支持すべきである。第三に、立法者及び法律家は刑法をもって犯罪予防の唯一の手段とする考え方から脱皮すべきであるとされる。

ライスは、警察の行う予防活動を一一のカテゴリーに分けて論じている。①警察官の顕在的配置、②警察官の覆面配置（電話傍受を含む）、③監視、④巡視、⑤権威と実力の正当な行使、⑥喧嘩の解決、⑦立ち入り制限、⑧情報の収集と分析、⑨教育と広報、⑩研究と開発及び⑪地域犯罪予防計画に対する警察の参加である、詳細の紹介は省略する。

ブラムステインは米国の二〇年間の犯罪の趨勢を検討して、刑罰のもつ無害化と威嚇の効果が減殺されていると論じ、薬物犯罪者の収容により防止できる犯罪の量の推定、収容処分のもつ犯因性効果の推定、及び下層階級の犯罪者に対する収容処分の威嚇効果の推定を今後の重要な課題として提示する。

アールズとカールソンは、問題行動を示した後に児童を

処遇するよりもノーマルな児童の発達を保護する予防措置が重要であるとし、①コーホート研究の結果から、経済的に貧しく学歴の低い両親をもつため行動・学業・職業・社会の各面で貧弱な成果しか望めない児童に対する予防措置がもっとも効果的であるとして、ノースカロライナ大学の研究を紹介する。②早期の児童時代の健康管理と病気の予防の観点での重点を生理的な栄養から感覚的な衝動へと移して行くことが行動問題の解決では必要になっているとする。③児童を相手にしてその非行を減少さることよりも、児童のノーマルな成長を促進することがはるかに重要である。ここで著者は最近の遺伝に関する生物学的研究から、脳細胞の細胞分裂の過程での特定細胞の死滅と増殖が遺伝子ではなく細胞間の相互作用及び外部からの刺激によるという研究結果を紹介している。しかも発達段階におけるその発現時期は一定していて回復不能であるという。社会的文脈では、家庭のしつけを通して地域が児童の成長に影響するのは当然とされている。④将来の研究の方向としては、社会的態度の発達、発達の道筋、及び地域社会の組織の影響の、それぞれの児童との関わりに焦点を当てることを求めている。

ルブランは、生活経歴研究から非行少年（六～一八歳）の類型化を行い、それに合わせた犯罪予防の方法を論じている。類型は、重大な犯罪の累犯者、中間的累犯者、及び軽度累犯者である、分類の基準は犯罪経歴の開始時期、悪質化、頻度等である。著者は、少年人口の九五％は非行をしている（無非行者は五％）と観察しており、四五％は常識的非行者（Common Delinquent）、四五％は一時的非行者（Temporary Delinquent）、五％は累犯非行者（Chronic Delinquent）であるとしている。この類型別に非行原因を検討し、これに見合った予防の方法を講じることを考えるのである。詳細は省略する。

ブランティンガム夫妻は、環境犯罪学（犯罪には法律、行為者、行為の標的、及び行為地の四個の局面があるとする）から出発して予防の問題を考える。環境犯罪学では、犯罪事象は潜在的犯罪者と潜在的被害者とがそれぞれの日常生活行動の中で通る経路と滞留点で出会うことによって生じる。その境界、インサイダー、アウトサイダー、標的の選択、背景、動機付と機会の相互作用、及びそれらの時間的変動など環境犯罪学の概念が説明される。著者は、これと状況的犯罪予防との結合を図り、状況的犯罪予防における第一予防を一般的な背景の形成を妨げうる将来指向のマクロな対策（将来の状況を狙う）として、第二予防を一

般的背景が固定した後に、その背景の持つ潜在的問題の拡大を防ぐ有意味な変化をもたらす機会が残っている場合にとる対策（現在の状況を狙う）として、及び第三予防を既存の問題への高度に特殊な対策（犯行発生場所を狙う）として把握している。

ヤンソンは、ある行為（犯罪またはアディクション）のもつ効用とその時間的変化（効用の減少の見込み）とを数量化することによって、犯罪（アディクション）の実行決意（Decision-making）を予測しようとする。予測は、時間的変化を指数関数で捉える場合と双曲線関数[13]で捉える場合とを想定してそれぞれ数式を提示している。

更に、欲求又は刺激の充足から生じる「飽きる」という状態を考慮に入れて、犯罪の対象のもつ魅力の量の変動から上記の効用のvariationを想定する。

以上を前提して、犯罪の実行と見込みの変動から経験的データの数量的処理を行っている[14]。対象はストックホルム・コーホートである。その結果は将来の見込みを減殺(Discounting)して現在の小目標を選ぶ者は家庭に問題のある児童と非行歴のある児童であった。しかし、調査結果の整理は前提の数式とは無関係になされている。著者は、結論部分で見込みの減殺が犯罪の実行とは独立に計算・評

第一図　新しい社会における移住者の定着モデル

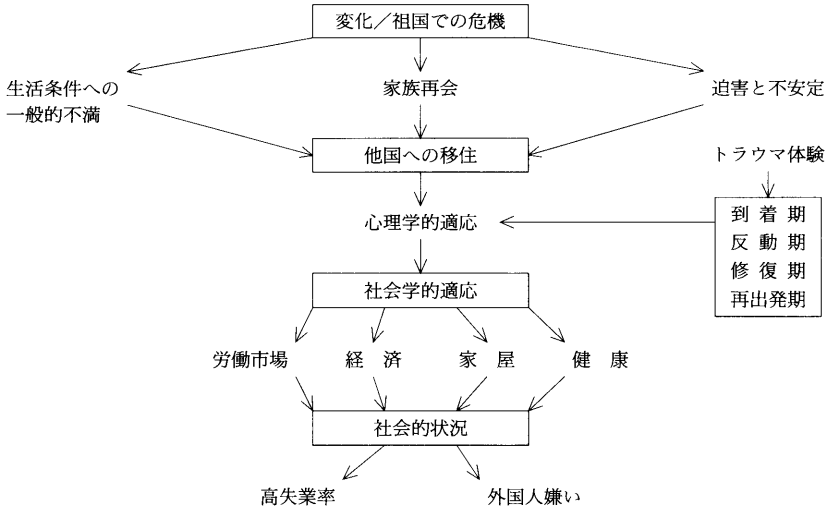

（Report 1995：5,p.278,Fig2.）

価できることに満足を示し、それと衝動性との関係、この面の調査の成長の早期での実施の可能性について検討している。

マルテンスは、スウェーデンにおける移民問題の沿革を述べた後、外国人の犯罪について述べる。統計から外国人の犯罪はスウェーデン人より多いが、その原因は、①発覚率が大きい、②通報率が大きい、③選択的移民により社会に問題のある外国人が流入してくる、④文化的背景の相違、⑤外国人の人口構成は年齢的に、あるいは社会的背景の面で土着の人々と異なる、及び⑥逮捕され、有罪判決を受ける可能性が大きいことにある。自己申告調査では犯罪統計ほど顕著な相違は出ない。被害の面では暴力事件の被害に外国人は多くであっている。

外国からの移民者（特に亡命者）の適応を①到着期、②反動期、③修復・活動期に分けて述べ、亡命者のトラウマに触れている、移民者の定着には、職業、経済問題、家屋、近隣及び健康の諸問題が解決されなくてはならない、定着へのモデルが**第一図**のように示される。このプロセスにハーシの統制理論を適用すると、自己統制の弱まった時点で、すなわち心理学的適応の不十分な段階で犯罪への傾向が生じることとなる。そのモデルを著者は**第二図**のように示す。

第二図　移住者の犯罪を促進する要因のモデル

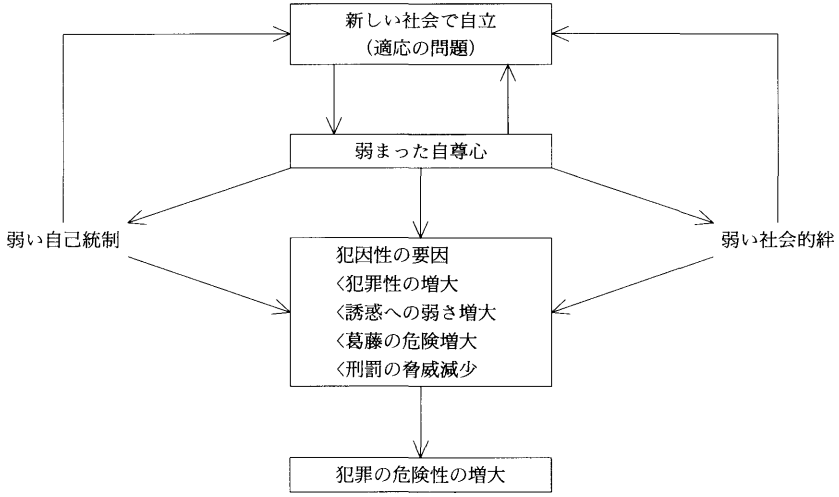

（Report 1995：5,p.281,Fig3.）

著者によれば、犯罪を犯す危険の多い外国人の類型は、①戦争及び拷問の犠牲者、②十代の初期に移民してきた若者及び③適応の悪い両親をもった移民者の子供である。①では亡命者の二五％は拷問を経験しており、それによるＰＴＳＤが顕著だとされる、②の場合も祖国での戦争等の体験が観察されるという。また、学校で落ちこぼれる可能性も大きい。③の場合の両親は自分の適応にエネルギーがとられ、子供がなおざりにされるという。両親がスウェーデン社会にとけ込めば、子供の移住者としての背景は子供の体験を逆に豊かにするとされる。

犯罪予防の面では、状況的予防理論による自己統制の強化、社会的絆の強化、誘惑の減少、摩擦の減少などの諸点につき、スウェーデン社会への統合（社会的絆）、トラウマの処理、少年への焦点化、若年家族を標的とするなどの、提案を行っている。

モーアは米国における地域警察活動（Community policing）に代表される犯罪予防活動に関連して、研究と活動との関係を示す四個のモデルを紹介し、検討している。①社会的研究と社会開発モデル、②農業開発モデル、③癌治療研究モデル及び④市民権拡張モデルである。

ファリントンは犯罪予防に関するこのカンファレンスの総括を犯罪者の動機付及び犯行の機会の減少をめざす戦略という関連で行っている。討論の結果を**第三図**の形にまとめて個人の動機付と状況的機会とを結び付けた上で、重要な理論的問題を、犯罪発生の面からは、犯行選択のメカニズム（意志決定）、犯罪経歴研究による犯罪者の発達の研究、合理的選択理論による道具的犯罪への意志決定などを、犯罪予防の面からは、自己統制と社会的絆の強化のための両親の養育技術、犯罪の危険のある者の危険性の発現の阻止、犯罪の生じる状況の統制、などを挙げている。

結論部分で著者の述べる主要な犯罪予防戦略は、①長期の犯罪の潜在傾向の減殺、②短期の犯罪の潜在傾向の減殺、③犯罪の機会の減殺、④犯罪の機会における意志決定の変更、及び⑤犯罪の結果を強化要因にしない努力である。

＊

本書の中には犯罪予防戦略を一次、二次、三次にわける分類が何カ所かに出てくるが、そのニュアンスが異なる。それを**第四図**として摘記しておきたい。

第三図　犯罪の統合理論

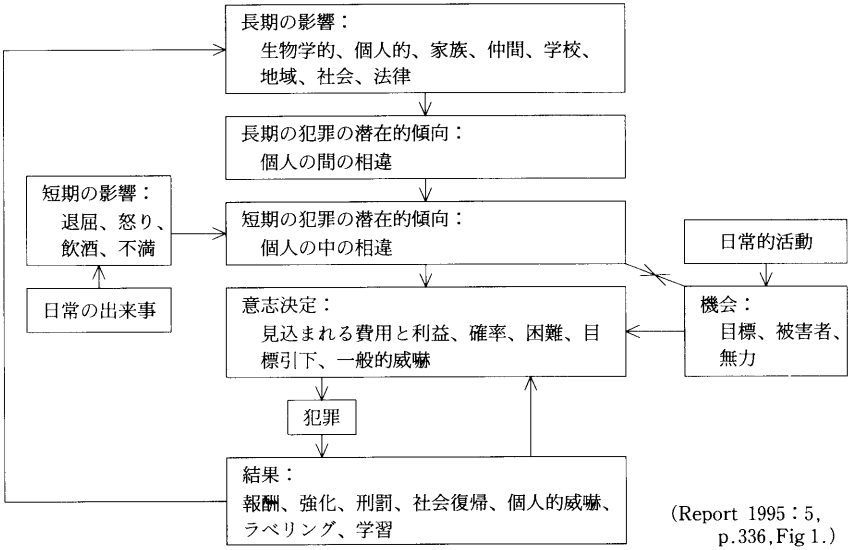

(Report 1995：5, p.336, Fig 1.)

第四図　犯罪予防戦略の分類

引用者	一次的予防	二次的予防	三次的予防
Reis	有害事象そのものの発生の阻止	有害事象によって生じる害悪の減殺	有害事象による結果の除去
Brantingham	犯罪の機会を作り出す環境条件に向けられ、犯罪の発生を抑制する。	潜在的犯罪者を特定発見し、犯罪の発生を抑制する。	犯行場所に向けられて、犯罪の発生を抑制する。
Farrington	一般公衆に対する活動	危険域にある集団に対する活動	犯罪によって影響を受けた者への活動
Earls (発達の面から)	妊娠の回避、親のしつけの指導など早期の予防処置	問題行動の兆候を示す児童への直接の働きかけ	(なし)

(Report 1995：5, pp 89, 149, 222, 333)

Ⅷ 無意味な犯罪
——犯罪学的視点からの犯罪と刑罰——

Den meningslösa brottsligheten (av Hanns von Hofer & Henrik Tham), Tuna Tryck, Eskilstuna, 1995.

本書は、高校の社会科の副読本として書かれたものである。

犯罪とは何か／犯罪の姿（統計）／犯罪の趨勢（統計）／何故人は犯罪をするのか／犯罪の被害者／利益集団と立法／刑事政策の過去と現在

という章別を有する。

Ⅸ 放火犯の広がり——動機と要因——

Anlagda bränders omfattning—Motiv och påverkande faktorer—, Institutionen för Kriminologi, Stockholms universitet, 1995(av Hans Andersson).

本書は、スウェーデンにおける放火の研究であり、著者の博士論文である。放火という行為類型はスウェーデン刑法では一部は器物損壊罪に含まれ、放火として規定されているのは人命に直接かかわるような大規模な場合である。この両者が対象である。全体は、序論、放火に関する過去の研究の整理、放火犯罪の規模、被害額、暗数の推定、地域及び時間による変動、被害金額による分類、行為者と行為の特徴、少年の放火と愉快犯、その他の放火の類型、及び考察の一〇章に分かれている。

なお、筆者は火災を**第五**図の四種類に類型化している。日本の制度との相違を考慮して、以下この部分では1～5をそれぞれ類型一ないし類型五として引用し、類型二～三をまとめて扱っている所でのみ放火の語を用いることにする。

第一章を序論として、第二章では技術的、心理学的、犯罪学的及び社会学的の四節で文献の内容を分析している。火災の対象になり易い物件（家屋）、放火犯の心理機制、

第五図　放火の類型

刑法の規定	規定の内容	統計コード
1 刑法 9 章	（保険金）詐欺	0929
2 刑法12章 2 条	放火による器物損壊	1202
3 刑法13章 1 条	放火	1301
4 刑法13章 2 条	重失火	1302
5	犯罪の嫌疑なき出火	7001

（本書23頁）

研究対象になり難い放火犯の生育環境などが取り出されている。

第三章では、防火措置に有意味な火災についての諸統計を検討している。公式統計（犯罪統計及び火災保険統計）を補充するために、保険会社及び警察署を、調査対象群を選んで一九八八年の事件の抽出調査を行い、これを基本資料としている。個々の事件の原資料を参照して、データの補正が詳細になされている。その結果、一九八八年の放火事件は六～九千件、被害額はGNPの〇・一％と推定している。

第四章では暗数の推定を行っている。その方法はヤナロスの方法[15]で総数を1に変換して二項分布とポアソン分布との差を作り、そこから暗数の上限を求めるというものである。求められた暗数比は二・二七となっている。

第五章では発生件数の変動が一九七九年から一九九二年にかけて検討されている。全体では増加の傾向が示されているが、類型二にあたる事件の方が類型三よりも件数が多く、増加率も大きい、ついで月別、曜日別の分布では四、五月の春、土曜日の発生率が大きい。時間的分布では、類型四と五が午後から夕方にかけて多いのに対して類型二と三とは夕方から深夜にかけて多く、全体に夜間に集中している。金曜日の午後から日曜日の午前までを週末とすると、週末の夜間の発生件数が他の時間帯の二倍になる。地域的分布では類型二が大都市に多いことが示され、人口密度との関係では人口が大きいところに火災が多いとはいいきれないことを統計は示している。類型二と類型三とはほぼ同様の変動を示すが、類型四と類型五は異なっている。地域の社会経済的地位では社会地域にバンダリズムによる放火が多くなっている。

第六章は火災事件の被害の額を扱い、第七章は放火犯の類型を扱っている。放火犯人に特殊な犯罪者の類型はないとして、放火犯罪の行為者の類型に焦点を当て、多数の研究者の提出した類型を紹介した後、自らの類型を提示する。目的を意識した道具的犯罪としての放火と情緒的な反応などによる表出的犯罪としての放火という二分類を基準にしてその下位分類を細かく示している。その他に、行為者の属性による放火の分類も行っている。こちらでは精神障害の有無を基本的な基準にして、年齢、性別、裁判所の処分などで分類がなされている。また、付録には英国の内務省の作成した放火マトリックス（Arson matrix）が紹介されている。

以上を前提に、著者は②保険金詐欺、③他の犯罪との結

合、④その他の有目的事件、⑤バンダリズムなどの愉快犯、⑥怒り、恨みなどの葛藤、⑦明確な原因のない心理的混乱、①故意のない児童の事件、及び⑧分類不明（数字の順序は著者の指定による）という分類[16]で、第三章にある警察及び保険会社での抽出調査のサンプルを整理している。整理項目は多岐にわたっているが[17]、その中に類型二及び三との関わりを示す**第一表**を掲げておく。この他に、被害額、刑事事件として処理されたものの処分、他の犯罪への関与、火災事件の再犯、年齢、性別、他の犯罪との結合など詳細な記述がある。

保険金詐欺のための放火など道具的犯罪として放火は別として、表出的放火の場合何故ある人は放火を選択するのか、その理由付けが検討されている。①対決恐怖、②成功による反復。③性的欲求及び④アルコールと薬物である。若者の調査データからは①と②は支持されず、③は例数が三と少なく、④ではアルコールとの関連が認められるとしている。

第八章は少年の類型二及び類型三の犯罪について扱っている。類型二は少年が愉快犯として行う場合が目立ち、その被害額もかなり大きいとされる。少年の放火犯の年次変化は放火犯全体の年次変化ときれいに対応していて、しか

第一表　暗数の相対的意味を明らかにする計算例

事件の類型	犯罪類型			類型2の暗数上限	合計	構成比	
	類型2	類型3	合計		(2)×(5)+(3)	%(4)	%(6)
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
②保険金詐欺 ③他の犯罪結合 ④他の目的犯	331	117	448	1.0	448	7	4
⑤Vandalism	2842	496	3338	2.5	7601	55	63
⑥復讐・葛藤	107	196	303	1.85	394	5	3
⑦精神障害	181	123	304	1.85	458	5	4
①無故意児童	268	73	341	1.85	569	6	5
⑧不明	988	382	1370	2.27	2625	22	22
合　計	4717	1387	6104	2.27	12095	100	100

（本書115頁、Tab.7.1.より）

注：この表が、上記の表題にもかかわらず、調査データを最も簡明に示している。一部原表を補訂した。

も増加の傾向にあるとされる。

第九章は、保険金目的の放火である、ただ調査対象事件の中で多いのは自動車への放火で、家屋への放火の数は少ない。景気の動向、放火事件の趨勢に比して、火災保険金の支払額はかえって減少していることが示され、保険金詐欺はスウェーデンでは大きい問題になっていないと指摘されている。その他、他の犯罪と結合してなされた放火及び政治犯罪として放火がなど目的犯（道具的犯罪）としての放火について述べられ、総括がなされている。

結論（第一〇章）では、放火犯が基本的に放火による器物損壊（類型二）であること、その多数は愉快犯であること、及び、行為者は刑事未成年者を含む少年であることを指摘している。従って、放火犯の全体を問題にする場合には少年犯罪一般、又は常習犯罪者を除いた器物損壊罪に関する理論構成が必要であるとされる。もちろん第一表に示されているように放火犯には保険金詐欺、復讐、精神障害などによるものもあるが、それらは、経済犯罪、粗暴犯罪、あるいは政治犯罪として考慮されるべきものと著者は考えていると思われる。著者の視点は社会学・犯罪学であって心理学・精神医学ではないと念を押している。

X　クロニクル

A　スウェーデン

一九九四年

①一九九四年に刑法一章一条及び二条が改正され、罪刑法定主義が法典上明確に規定されることになった。第一条は「犯罪は、本法典及びその他の法律もしくは命令に規定されている行為であって、以下に定める刑罰の科される行為である。」と、第二条は「別に定める場合を除き、ある行為は、故意により行われる場合にのみ犯罪と見なされる（一項）。行為が自ら招いためいてい状態の下で行われた場合又は行為者がその他自らの不注意によりたまたま自らの精神作用を失っていた場合には、このことをもって右の行為が犯罪とは見なされないとすることがあってはならない（二項）。」とそれぞれ改正された。この改正は刑罰規定の類推適用の禁止を明確にするものである。②刑事責任を問わない場合（正当防衛・緊急避難など）が拡大され、二四章の表題及び規定の順序が変更になり、被害者の同意、刑法の錯誤の場合が新設された。③民族差別による犯罪の場合の罰則の強化、外国人法による国外退去要件の強化がな

された。④電子監視による強化監督（Intensivöervakning）の実施に関する法律が施行された。二月以下の拘禁に付された者についてこの措置により施設外で刑の執行をするものである。九六年七月三一日までの時限法である。⑤犯罪被害者基金に関する法律が制定され、同基金が設立された。拘禁が法定刑に定められている犯罪で有罪になった者からの掛金により運営される。また、犯罪被害委員会が改組されている。⑥速度違反取締装置のレザー光線の傍受が犯罪化された。⑦旧ユーゴスラビアにおける国連の刑事法廷設置に伴う法改正がなされた。⑧刑法六章が改正され、児童に対する性的虐待の刑罰が強化（法定刑の引き上げ）され、児童ポルノの没収に関する法律が制定された。⑨その他EU関連の法改正がなされている。（SvJT 1994）

一九九五年

①エストニアのフェリーの沈没事件[18]以後周辺海域での平安を保つためダイビングなどを禁止する法律が制定された。違反者は罰金又は最高二年の拘禁に処される。②行刑法が改正されて、中央施設と地方施設の区別が廃された。これによりいわゆる近接原理が排除されることとなる。被収容者の発受する物品の調査が全ての閉鎖施設で行われる。また面会に関して面会者が犯罪の嫌疑を受けているか、有罪判決を受けているかを調査することとされた。これと同様の規定が被拘置者に対する身体の捜索に関する法律にも規定された。また、施設外に滞在した者が施設に戻った際に原則として身体の捜索を行い、また尿検査による身体検査も行い得ることとされた。③社会奉仕命令に関する法律の施行期限が一九九八年の年末まで延長された。（SvJT 1995）

B　アイスランド

一九八四年から九三年までの一〇年間が対象になっている。

①刑事訴訟手続

アイスランドは伝統的に糾問主義をとっており、第一審の捜査と裁判が同一の裁判官によって行われてきた。この原則は、一九五一年まで基本的に変化していなかった。検察官制度は一九六一年に制度化され、裁判と捜査とが分離するようになった。しかし、一部の行政機関は裁判所の所轄下に残っていた。ここに一つの事件が生じた。交通違反で罰金刑を受けた被告人が欧州人権保障条約六条一項違反で政府を相手に欧州人権裁判所に訴えを提起し、勝訴したのである。この後地方裁判所レベルでの裁判と捜査とを分

離する法改正が促進され、一九九二年に改正が発行した。現在は弾劾主義に移行しているほか、被告人の地位も強化された。これに伴い検察制度の改革が行われ、かつては重大事件に限られていた検察官の関与が変更され、裁判官の糾問的役割が大きく縮減された。起訴前勾留、簡易事件処理手続、上訴手続などに変更が加えられた。

②矯正保護

一九六〇年に矯正施設は、中央施設、労働施設及び少年施設の三種類であった。これは複数の分画を有する中央施設を建設する意図でなされた。独居分画、保安分画、精神障害者分画、女子分画、及び勾留分画である。これは七三年に改正され、中央施設、労働施設、少年労働施設及び拘置所の四分画とされた。しかし、中央施設の建設は実現せず、少年労働施設も建設されなかった。八八年にまた新法が制定され、現状を前提として矯正保護に関する時効を一つの法律にまとめあげた。

矯正施設は国立で、司法省に属し、刑務所と拘置所の二種類である。刑務所には拘禁、拘留、労役場留置の対象者が拘置所には勾留の対象者が収容される。新法は受刑者の法的地位について規定を設けた。刑務所の数は全国で六カ所である。受刑者の処遇について詳細な記述がある。オンブツマンの指摘「懲罰に関する規定は欧州人権保護条約五条の要件を充足していない。」が引用され、改正の状況が紹介されている。

九二年に出所したもの（二四八人）中、初入が四八％、女子五％、刑期一年以下九一％、二一～二五歳二七％、二六～三〇歳二一％、一八～二〇歳九％となっている。また、実刑判決の刑期の九三％は一二月以下である。

九一年に司法省は、矯正保護の検討のための委員会を設置した。提案の中には刑務所数の減少、施設の改善、収容定員の増加、新施設の建設などが含まれている。

その他、外泊、刑の執行手続、精神障害犯罪者の保安処分、条件付起訴猶予処分について説明がある。

③刑法改正

一般刑法の改正は主として自由刑の執行にかかるものである。仮釈放規定の改正、罰金の上限の改正、ハイジャック犯罪の新設、罪名の変更を含め性犯罪の規定の改正、薬物犯罪及び資金洗浄、刑事判決の国際的効力に関する欧州条約の批准に関連する改正が述べられている。

④刑罰規定を含むその他の法改正

町とコムーンの警察規則の整備、酒類取締法の改正、個人情報の登録と処理、拷問等禁止欧州条約加入に伴う調査

委員会の設置と活動、租税審判所の設置、環境保護など詳細な記述がある。

⑤死の判定基準

九一年に新たに死の判定基準が法律に定められた。心臓の活動の停止及び呼吸の停止という従来の基準の他に、両者が継続していてもなお脳の活動が停止しているとの診断結果が出ていれば死を判定するというものである。また、臓器移植に関連して、一八才以上のものは臓器の除去に同意できる。ただ、献血は臓器移植の法律に含められていない。本人が同意を示さずに死亡したときは近親者が同意できる。司法検死の行われた場合には移植のための臓器の摘出は許されない。死亡者からの摘出には二名の医師の死亡診断が必要である。アイスランド人は通常スカンディアトランスプラントから臓器の提供を受けている。

⑥児童・少年保護

九二年に児童保護法が制定された。それによると両親の懈怠又は虐待により児童の健康・発達が危険にさらされている場合又は児童・少年本人の行動によりその健康・発達が危険にされされている場合に、児童保護委員会は直ちに調査を開始し、事態が明らかになった場合、両親、児童などと相談の上、児童の養育指導、児童委員の指導、養護施設送致、その他の処置ができる。児童・少年自身の行動に問題がある場合には教護院に送致できる。一二歳以上の児童は委員会で付添人の援助を得て意見を述べることができる。一六～一八歳の少年は、裁判所の無能力判決がない限り、自己の意志に反して自由を剝奪されない。一九八四年の無能力者法（myndiheds loven）による。この法律には、意志が必要と認める限度で、精神障害者、薬物乱用者をその意志に反して施設に一時保護することを司法省が決定できることも規定されている。その期間は一五日をこえることはできない。児童の状況の原因が両親の懈怠、不適切等にあるときは、両親の同意なしに強制措置を委員会は決定できる。委員会は、虐待されている児童に対して援助することができるほか、特別な代理人を児童にために選任できる。

⑦被害者補償法

被告者補償は判例に基づいていたが、九三年に法律が制定された。しかし、法規則でなく、契約を基礎にしている。この法律には、個人被害、扶養者の喪失による損害についての規則、規則により認められている以外の、法定されていない補償義務者の利害の考慮を裁判所に可能にする規則、同一の損害について複数の補償義務者がいる場合の責任の

分配の規則、及び補償責任の移転の規則が定められている。非物質的損害は、永続的、一時的及びその他の非物質的損害に分けられ、それぞれこの法律で定められている。内容の説明があるが省略する。

⑧行政法

九三年に初めて行政法が制定された。公的機関に対する国民の権利・義務は法定されていなかった。国及びコムーンと国民の関係の法的安定性がこの法律によって得られる。単純、迅速、かつ公平な事務処理が可能になる。

⑨社会奉仕命令

社会奉仕命令は九一年に議会に提案され、三年半の試行期間中に、一〇月以下の実刑判決を受けた者に、矯正局長に対する申請により、最低四〇、最高二〇〇時間の奉仕命令が実刑判決に代替して科された。代替の条件は、対象者が社会奉仕命令に適していること、係属中の事件のないこと、自由刑の執行が開始されていないこと、及び対象者が自由刑の執行のための呼出の遅くとも三月以内に矯正局長に申請を提出したことである。二〇時間の奉仕が一月の自由刑に対応し、奉仕は三月以下に短縮できない。社会奉仕命令に変換される判決の罪種についての提案はないが、公の利益に反する奉仕命令はできないとされている。社会奉仕命令への変換の審査に三人の委員による委員会が司法省内に設置され、委員会は、奉仕命令の期間、時間数、及び終了について決定する。決定は終局的である。社会奉仕命令の条件違反は、仮釈放の条件違反と同様に処理される。この提案の後九三年に再度提案があり、単行法として九四年に成立した。九五年一月から九七年一二月までの限時法である。ここでは、上記の提案と異なり、三月以下の自由刑について四〇～一二〇時間の社会奉仕命令への変換が規定された。四〇時間の奉仕が一月の自由刑に対応する。奉仕は二月以下に短縮できない。委員三人による社会奉仕命令委員会が審査、決定をする。条件違反については、仮釈放と同様矯正局長が処分を決定するが、この決定に対して対象者は社会奉仕命令委員会に不服申立ができる。

⑩研　究

標題のみ掲げることにする。

一、強姦委員会の答申（八九年）

二、アイスランドにおける違法な麻酔性薬物（八五年）

三、自由刑の判決及び執行、拘置の統計（八九年）

四、脱税の規模と対抗措置の提案（九三年）

五、犯罪に対する刑法上の制裁（九二年）

六、犯罪と刑事責任
七、アルコール研究
八、環境犯罪
九、犯罪に対する防止手段としての危機センター
一〇、アイスランドの人身犯罪
一一、アイスランドの犯罪者の精神的特徴

最後に法学部における教育方法の変更について報告がある。教育は四段階五年にわたって行われ、それぞれ試験を経て法曹資格を与えるというもののようである。（NTfK 1994）

C　ノルウェイ（一九九三年）

①統　計

九三年の犯罪総数三四五、〇〇〇件（内軽犯罪一〇一、〇〇〇件）は前年比三％減、主として性犯罪の減少による。経済犯罪も減少している。増加しているのは公共の秩序に対する軽罪である（三四％増）。罰金の数が増加しており、五年間に二倍になったという。

環境犯罪の統計が不十分ながら初めて作成された。

②二つの重要な刑事法改正

ほとんどすべての刑事訴訟事件が地方裁判所で第一審として審理されることになった。従来は六年以下の拘禁の犯罪のみが地方裁判所で審理されていた。従って、すべての刑事被告事件は二度事実の存否の裁判を受ける可能性が開けたことになる。かつては重罪は高等裁判所が第一審で、最高裁判所は法律審のため事実審理は一回だけであった。

地方裁判所は一人の専門裁判官と二人の素人裁判官で構成される。六年の拘禁をこえる犯罪及びその他特別な事件では二人の専門裁判官と三人の素人裁判官が審理する。

高等裁判所は、地方裁判所の判決に対する上訴事件、地方裁判所の決定及び命令に対する不服申立、並びに罰金の賦課に対する上訴の三種類の事件を扱う。

高等裁判所の扱う最も重大な犯罪では一〇人の陪審が参与する。犯罪事実認定にかかる証拠判断に対する上訴、及び六年をこえる拘禁にあたる犯罪の量刑についての上訴の場合である。この規則は国王委員会の提案（陪審制度の廃止を主張）に反するものであったが、政府は陪審制度の維持を主張した。

次は、警察の不送致権限である。住居侵入、文書偽造、暴行、単純及び重窃盗、車両の使用窃盗、詐欺、器物損壊及び盗品等の罪、薬事法による薬物犯罪、並びに税法による犯罪である。この改正により警察本部長がこの権限を行

使する。権限の委任も可能であるが、法務長官の書面による許可が必要である。この権限には罰金の賦課が含まれている。この改正により、迅速で効果的な事件処理が可能になった。更に、性犯罪などの被害者への情報提供などもこの改正で実現している。

③刑事政策事項

コソボ・アルバニアからの避難民が滞在・亡命許可申請を拒否されて、ノルウェイ各地の教会に避難したことから、問題が生じている。ノルウェイ教会は、亡命権は古い伝統に基づくもので、聖なる領域に属するものとし、成文法がなくとも民衆の確信の中に存続していると主張した。この原則を司法省も承認し、政治は教会及び礼拝堂には侵入しないことを決定した。この後司教会議、政府、教会間評議会に共同宣言が出て、上記の避難民は亡命申請者として寛大な処置を得ることとなり、教会から難民収容所に移った。しかし更にその後一部の難民が亡命を拒否されて、教会に逃げ込み、問題が続いている。

この他、KROMが創立二五周年を祝ったこと、一〇年前の警察官の暴行事件について最高裁判所が被疑警察官の上告を破棄したことが報告されている。

④研　究

オスロ犯罪学研究所の研究その他研究者の活動が紹介されている。N・クリスティが「産業としての犯罪統制」を出版し、西欧、東欧および米国の統制産業の発達を記述している。(NTfK 1994)

(1) P. 69, Tab. 7.
(2) P. 68, Tab. 4, Problem-identifierade & Solvallapelerare.
(3) P. 71, Tab. 11 & p.72, Tab. 12.
(4) P. 50, Tab. 5.
(5) P. 50, Tab. 4.
(6) Lag (1951:649) om straff för vissa trafikbrott, 4 §.
(7) berusade.
(8) inte äga nödigt herravälde.
(9) Rattonykterhet 及び Rattfylleri. 一九五一年法で導入された。この区別は一九九〇年に廃止。
(10) 論者と論題は次の通り。
Marianne Håkansson: 司法は我々の手から逃れるか
Gunnar Andersson: 警察の民営化
Kjell-Åke Modéer: 法生活の民営化——歴史的・国際的に——
Birgitta Blom: 仲裁手続——私的領域での争訟の解決——

Nils Christie: 産業としての統制と監督
William Rentzman: 民営刑務所と処遇ホーム
Jan Andersson: 電子監視と企業理念
Krister Malmsten: スポーツ活動における司法
Thorleif Pettersson: 宗教――良心の法秩序――
Britta Bjelle: 総括

(11) 「概観（九三年）」法学研究六八巻七号九六～一〇〇頁参照。

(12) Control Theory, Rational Choice Theory & Routine Activity theories.

(13) Report 1995:5, pp.243-245.

(14) 質問項目が本書一四七～八頁にある。

(15) 本書一七～八頁。

(16) 本書一〇三頁。

(17) 本書付録一、表一六～一五。

(18) 一九九四年九月一八日のバルト海での死者六五、行方不明者八四四人に達したフェリーの沈没事故。

☆ **北欧犯罪学雑誌八二巻（一九九五年）**（NTfK 82 Årg., 1995.）

1. Garde, Peter: DNA i straffeprocessen.
2. Wichstrøm, Lars & Skogen, Ketil: Kriminalitet og klasse.
3. Papendorf, Knut: Forfatningsdomstolens hasjdom.
4. Tuori, Kaarlo: Nödrätten i efterbelysning.
5. Mulder, Coen F.: Hollandsk kronik.
6. Olaussen, Leif Petter: Voldskriminalitetens utvikling.
7. Waaben, Knud: En fængselsreform omkring år 1800.
8. Holgerson, Astrid: Sexuella och rituella övergrepp —utsagors uppkomstbetingelser.
9. Nilsson, Hans G.: Krönika från Europarådet.
10. Goldberg, Ted: Den svenska narkotikapolitiken.
11. Boger, Hans: Narkotikapolitikk og moral.
12. Garde, Peter: Ny fransk strafflov.
13. Olaussen, Leif Petter: Angst for voldskriminalitet i Norge.
14. Jon, Nina: Registrert voldskriminalitet i Oslo.
15. Jonkka, Jaakko: Om den finske straffprocessreformen.
16. Ellingsen, Beate: Rom og rett.

☆ **スウェーデン法曹雑誌八〇巻（一九九五年）**（SvJT 80 Årg., 1995.）

1. Danelius, Hans: Ny fransk strafflag.

2. Wennergren, Bertil: En förvaltningsdomstols rättskipningsuppgift.
3. Danelius, Hans: Svenskt konventionsbrott?
4. Haglind, Lars: Lagstiftning i riskdagen hösten 1994.
5. Kellberg, Love: 1987 års europeiska konvention till förhindrande av tortyr och omänsklig eller förnedrade behandling eller bestraffning.
6. Cameron, Iain: Inför inkorporeringen av Europakonventionen om mänskliga rättigheter—Några praktiska rådom att finna rättskällor.
7. Borgström, Peter: Något om 51 kap. 23a § rättegångsbalken.
8. Wiklund, Ola: Lagstiftning inför rätta— svenska statens skadeståndsskyldighet för brott mot EG-rätten.
9. Ehrenkrona, Carl Henrik: Nytt övervakningssystem enligt Europakonventionen.
10. Malmsten, Krister: Konfliktlösning inom idrottsrörelsen.
11. Hallberg, Margareta & Rigné Eva Marie: Varför är experter oeniga om sexuella övergrepp mot barn?
12. Wennberg, Suzanne: Anm. av Nils Jareborg, Straffrättens ansvarslära.
13. Alexius, Katarina: Något om äganderätt, angrepp på egen rättssfär och en eventuell kriminalisering av prostitution.
14. Dolfe, Ingemar: Internationell tribunal för brott mot humanitär rätt i f.d. Jugoslavien.
15. Haglind, Lars: Lagstiftning i riksdagen våren 1995.
16. Franck, Hans Göran: Avskaffa dödsstraffet.
17. Modéer, Kjell Å.: Om kommarens jurister—Kammarrätten 300 år.
18. Andresson, Lars: Statens ansvar för målsägandes lidande mm.
19. Strömholm, Stig: Ett femhundraårsjubileum.

☆ 犯罪及び犯罪予防研究（一九九五年）(Studies on Crime and Crime Prevention Vol. 4, No. 2 (Brå), 1995.)

1. Hirschi, Travis: Control Theory and Life-Course Perspective.
2. Sampson, Robert J.: Understanding Variability in Lives Through Time—Contributions of Life-Course Criminology.

3. Wetterlamp, Elmar G.M.: On the "Dangerousness" of Chronic/Habitual Offenders—A Re-Analysis of the 1945 Philadelphia Birth Cohort Data.
4. Roitberg, Thallia: Adolescent Violence—A Test of Integrated Theory.
5. Cohen, Lawrence: Expropriative Crime and Crime Policy—An Evolutionary Ecological Analysis.
6. Kaiser, Gunther: Victimological Reserch—Looking Backward and Ahead.
7. Stouthamer-Loeber, Magda: Uninterrupted Delinquent Career—The Timing of Parental Help-Seeking and Juvenile Court.
8. Williams, James I.: Camparing Violent Crime in the Soviet Union and the United States—1985-1991

☆ ストックホルム大学犯罪学研究所より受領した資料

1. Hofer, Hanns: Untersuchungshaft und Untersuchungshaftvollzug (Reprint Series No. 5.)
2. Hofer, Hanns & Tham, Henrik: Stöld i Sverige 1831-1993 (Reprint Series No. 6.)
3. Tham, Henrik: Drug Control as a National Project —The Case of Sweden (Reprint Series No. 7.)
4. Sarnecki, Jerzy: Recent Swedish Research into Reactions to Juvenile Crime (Reprint Series No.8.)
5. Sarnecki, Jerzy: Peter Pan och hans moderna vänner i landet Aldrig-aldrig (Särtryck nr. 9.)
6. Flyghed, Janne: Vräkt till hemlöshet? Vräkningar i Sverige 1982-1994 (Särtryck nr. 10.)

☆ **Brå apropå (1995)**

Nr. 1.

1. Lindström, Tina: Våld i skolan.
2. Lindström, Peter: Våga säga nej!
3. Naumann, Cilla: Vård eller straff?
4. Naumann, Cilla: Droger inte hela sanningen.

Nr. 2-3.

5. Råstam, Hannes: Målet—ett samhälle utan illegala vapen.
6. Naumann, Cilla: Skurk ellar stackare.
7. Hasselrot, Titti: "Vi skall inte straffa dem en gång till."
8. Eckerot, Åsa: Våld i pressen—typiska skildringar.
9. Olsson, Monika: Ungdomar och våldsbrott.

Nr. 4.

10. Håkansson, Marianne: Närpolisverksamhet kräver kvakificerad kompetens och nytänkande.

11. Dahlborg, Pia: Ta vara på de goda drafterna.
12. Dahlborg, Pia: Status i närpolisarbetet.
13. Dalquist, Ulf: Effekter av våldet i media—fakta och fördomar.
14. Tännsjö, Torbjörn: Fel att döma till vård!
15. Österberg, Eva: Vård i historiskt perspektiv.
16. Munck, Johan: Svensk kriminalpolitik under 1900-talet.

Nr. 5-6.

17. Hasselrot, Titi: Militanta rasister - och anti-rasister.
18. Lindelof, Agneta: Dösstraff strider mot Sydafrikas nya grundlag.
19. Edling, Margareta: På spaning efter det allmänna rättsmedvetandet.
20. Björnsson, Anders: Är vetenskapskritik möjlig?